

令和7年1月30日(木)

EIPS 事務局

EIPS 情報提供 Vol. 1 0 5

○財務省関税局は2024年6月に立ち上げた「EPA有識者勉強会」の報告書を公表

(公表概要) [EPA有識者勉強会報告書: 税関 Japan Customs](#)

近年、CPTPPやRCEP等の広域をカバーする経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)発効に伴い、発効済みEPAの締約国が我が国貿易額の約8割をカバーするに至り、段階的な関税引下げも進む今般、EPA利用の本格的な拡大が期待。

こうした状況を踏まえ、国内企業、特に中小事業者によるEPA利用を推進する上での課題と対応策を検討するために、財務省関税局は学識経験者、輸出入事業者、及び通関業者からなる「EPA有識者勉強会」を2024年6月に立ち上げ。当該勉強会は、その議論の内容を「EPA有識者勉強会報告書」としてとりまとめこの度公表。

(報告書の全体概要はURL [honbun.pdf](#) をご確認ください。)

なお、当該報告書においては、「5. まとめ(勉強会としての提言)」として、以下の点が提言されています。

- ① 経営層による関税マネジメントの重要性の理解向上
- ② 関税マネジメントやEPA関税の民間専門家の必要性
- ③ 身近な専門家である「EPA関税認定アドバイザー(仮称)」の創設
- ④ 「EPA関税認定アドバイザー」のEPA支援業務メニュー
- ⑤ 税関によるEPA利用支援
- ⑥ その他

税関による後方支援を含めた通関士・通関業者による事業者に対するEPA利用支援にも様々な限界があると考えられる。輸出者等事業者が安心してEPAを利活用していくための適切な支援体制には、権利・利益の法的保護の確保の方策も含めて、いかなるアクションがさらに必要か検討し、政府として官民協働して取り組んで行く必要がある。